

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年11月19日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 宮本欣貞
同 都村尚志

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 農業生産物の売払いに伴う現金の取扱いについて、保管等に不適切なものがあったので、取扱事務を改善する必要がある。（農業大学校）</p> <p>イ 旅費の支給について 旅費の支給について、旅行雑費の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（農業大学校）</p> <p>ウ 契約について (ア) 消防用設備点検業務委託について、契約書又は仕様書等で委託業務の内容（点検回数、設置場所、個数）を明確にしておく必要がある。（東讃土地改良事務所、中讃土地改良事務所）</p> <p>(イ) 雇用促進に係る委託契約について、業務内容に変更があるにもかかわらず、業務委託仕様書に定める「変更事前協議書」が提出されておらず、これを基にした変更契約が締結されていないものがあった。（農業経営課）</p> <p>エ 物品について (ア) リースバックに係る重要物品</p>	<p>ア 収入事務について 現金の適切な取扱いを徹底するため、生産品等販売マニュアルを作成し、農業生産物の販売事務を改善した。</p> <p>イ 旅費の支給について 直ちに収入調定を行い差額を返納させた。</p> <p>ウ 契約について (ア) 平成22年度は、契約書及び委託業務の内容（点検回数、場所、個数）を明確にした仕様書を作成した。（東讃土地改良事務所） 平成22年度は、委託業務の内容（点検回数、場所、個数）を明確にした仕様書を作成した。（中讃土地改良事務所）</p> <p>(イ) 直ちに変更事前協議書の提出を受け、変更契約を締結した。</p> <p>エ 物品について (ア) 直ちに払出手続きを行った。</p>

	<p>(自動車)について、払出手續ができていないものがあった。(東讃農業改良普及センター)</p> <p>(イ) 交換契約に係る水産種苗(クルマエビ)について、生産品伝票及び生産品処分伝票がなく、生産品出納簿にも記載されていなかつた。(水産試験場)</p> <p>(ウ) 指定管理者が管理する施設における備品について、誤って不用品決定兼廃棄処分の手続をしているものがあった。(農業試験場)</p> <p>オ 外郭団体に対する検査について 外郭団体に対する所管課による検査について、毎年実施する必要があるにもかかわらず、検査を実施していなかつた。(農業経営課)</p>	<p>(イ) 直ちに生産品伝票及び生産品処分伝票、生産品出納簿に記載した。 今後は、生産品に係る事務処理を徹底する。</p> <p>(ウ) 誤って不用品決定兼廃棄処分の手続を行った当該備品を再登録した。</p> <p>オ 外郭団体に対する検査について 今年度は立入検査を実施済みであり、今後は毎年度実施する。</p>
検討指示事項	香川県オリーブ公園の管理について 香川県オリーブ公園の土地等公有財産について、財産の所管課と実際に管理をしている課が異なっているので、適切な対応を検討する必要がある。(農業経営課、農業生産流通課)	香川県オリーブ公園の管理について 平成23年度から、公園を管理している農業生産流通課が財産の管理も行う。